

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 西川 孝 様 〒160-0023 日本国 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号 西新宿プ ライムスクエア9階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 0248SP373738	発送日 (日.月.年) 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/045614	国際出願日 (日.月.年) 21.11.2019	優先日 (日.月.年) 05.12.2018
国際特許分類 (I P C) H04N 5/341(2011.01)i; H04N 5/378(2011.01)i FI: H04N5/341; H04N5/378		
出願人 (氏名又は名称) ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 31.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 松永 隆志 5V 4228 電話番号 03-3581-1101 内線 3571
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : WO 2017/013806 A1 (オリンパス株式会社) 26.01.2017(2017-01-26)

段落[0025]-[0305]

& US 2018/0167575 A1

段落[0041]-[0321]

文献2 : JP 2011-87257 A (パナソニック株式会社) 28.04.2011(2011-04-28)

図7

& WO 2011/048742 A1

図7

文献3 : JP 2018-186478 A (ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社)

22.11.2018(2018-11-22)

図1, 9, 11

& WO 2018/198691 A1

図1, 9, 11

文献4 : JP 2016-206310 A (ソニー株式会社) 08.12.2016(2016-12-08)

図3

& WO 2016/167142 A1

図3

文献5 : JP 2010-510732 A (エーアイティー オーストリアン インスティテュート オブ テクノロジー ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング) 02.04.2010(2010-04-02)

段落[0070]-[0083]

& US 2010/0182468 A1

段落[0083]-[0102]

請求項1-15に係る発明の「画素アレイ部」「イベント」「イベント検出部」「注目領域」「固体撮像装置」「画素信号を生成するための画素」は、

文献1の「画素アレイ部40」「イベント画素信号」「動き検出画素52、動き検出兼用画素542」「読み出し領域ar」「固体撮像装置1」「通常画素51」に相当する。

請求項1、6、7、13-15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。

(請求項1、13-15について)

「前記注目領域に対応する領域の画像を構成する画素信号を生成する画素信号生成部」等の構成を設けることは、文献1の段落[0084]-[0135]、図6-8等の「読み出し領域ar」に関する記載内容を参照すれば、当業者が容易に想到し得ることである。

(請求項6、7について)

請求項6、7の限定事項の構成を設けることは、文献1の段落[0086][0091][0135][0211]を参照すれば、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項2、3、8-12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

(請求項2、3について)

文献1の段落[0084]-[0085]、[0108]、図5の「読み出しアドレス制御回路100」において、「動き検出画素52」のイベントを記録するために、「フレーム単位で蓄積するメモリ(フレームメモ

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

り」を用いることは、文献2の図7の「フレームメモリ71」、文献3の図1の「フレームメモリ160」を参照すれば、当業者が容易に想到し得ることである。

(請求項8-11について)

文献1の図1、段落[0174]-[0176]、[0199]-[0203]、[0247]-[0250]、[0280]-[0282]、[0304]の「第1の半導体基板11」「第2の半導体基板12」「3枚以上の半導体基板」に、どのような回路を配置するかは、文献3の「第3の実施形態」のとおり、当業者が適宜選択可能な設計的事項にすぎない。

(請求項12について)

請求項12の限定事項の構成を設けることは、文献3の図9,11等を参照すれば、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により進歩性を有しない。

請求項4の限定事項の構成を設けることは、文献4の段落[0053]、図3等を参照すれば、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して、新規性、進歩性を有する。

固体撮像装置における「信頼度判定部」に関し、「前記フレーム単位に応じて、前記画素信号生成部の撮像周期を制御する」という限定は、国際調査報告書で引用されたいずれの文献にも、開示も示唆もされておらず、その点は、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。